

会議名 第9回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育委員会教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会臨時会
事務局(担当課)		教育委員会教育総務課
開催日時		平成18年10月25日 午後2時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	中島 章皓(委員長)、月岡 透(委員長職務代理者)、 松木 正一、日高 芳一(教育長)
	その他	教育委員会事務局次長、教育委員会教育総務課長、 学校運営課長、教育改革推進課長、教育指導課長、 中央図書館長
	事務局	教育委員会教育総務課庶務係長、教育委員会教育総務課庶務係 主査、
非公開・一部公開の 場合は、その理由		公開 傍聴人数 0人
会議次第		1. 第34号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に 関する条例施行規則の一部改正について 2. 第35号議案 豊島区立図書館設置条例の一部改正について 3. 報告事項 非常勤職員新任・再任及び退任者について 4. 報告事項 平成17、18年度本区におけるいじめの状況と 対応について 5. その他

審議経過

委員長)

三神委員は所用のため欠席です。統括指導主事は出張しています。第9回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は松木委員と月岡委員にお願いいたします。

なお、中央図書館長が他の会議のため途中で席をはずしますので第35号議案から審議したいと思います。

(1) 第35号議案 豊島区立図書館設置条例の一部改正について

<中央図書館長 資料説明>

委員長)

いかがでしょうか。

委員)

顧問とはどのくらいの頻度で連絡をとっていますか。顧問室はありますか。5万冊刷新することですが、新しい本ばかりでなく絶版になった本なども少し集めた方がいいと思います。また、一度にまとめて新しい本を買わなくてもいいのではないのでしょうか。ICタグはバーコードに替わるのでしょうか。盗難防止や他の機能がありますか。6館体制を早く進めるようにしてください。

中央図書館長)

顧問とは、月2回程度の専門分野ごとの勉強会や司書が月5～6回お宅へ伺って打合せをするなどで連絡をとっています。顧問室としての部屋は用意できませんが、机と椅子を課長席の横に用意します。

委員)

会議室に顧問用の机と椅子を用意して、普段は会議室として利用させてもらうということにすればいいと思います。

中央図書館長)

顧問室はその方向で検討します。古書も探しています。これまでも買っておきたかった本も含めてこの時期に5万冊購入したいと考えています。ICタグには盗難防止機能があります。また、曝書の時間を大幅に短縮し、休館日も短くできると思います。6館構想については、現在、JRの西側に3館、東側に5館図書館がありますので東側で統合したいという説明を住民の方々にしております。区内に図書館が8館あるサービス状況は、1館あたりの人口では23区中7位、担当エリアでは半径720メートルに1館で3位です。この高水準を今後も豊島区が維持していくのは困難です。6館になっても23区では平均よりは上ということで理解していただくよう努めます。

委員)

できることできないことは明確にしつつ、顧問のいろいろな意見を聞く機会を多くもち

吸収する努力をしてください。

次長)

雑司が谷図書館の閉館について説明会を行い、毎日のように利用している方々からいろいろな意見・要望を聞きました。図書貸出センターの設置とあわせて、ゆっくり本を読める場所が欲しいという意見が多くありました。現在、総合事務室のほとんどは教育センターの事務室として使用しています。この部分を教育センター側に移して、空いた所にソファなどを置いて要望にこたえたいと思います。

委員)

そのようにして教育センターの事務室は大丈夫ですか。

次長)

現在は教育センターのコンピューター室が会議室になっています。以前よりはその分余裕がありますので大丈夫だと思います。

委員)

雑司が谷地域文化創造館の事務に支障はありませんか。

次長)

地域文化創造館の方でも以前からロビーのようなスペースが欲しかったということなので問題ないと思います。

中央図書館長)

ロビーも事務室も落ち着けるように、また、治安の面についても、詳細については今後さらに検討していきます。

委員長)

よろしいでしょうか。 (委員全員 異議なし)

(2) 第34号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見ご質問をお願いします。よろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(3) 報告事項第1号 非常勤職員新任・再任及び退任者について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等よろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(4) 報告事項第 2 号 平成 1 7、1 8 年度本区におけるいじめの状況と対応について

< 教育指導課長 資料説明 >

委員長)

ご意見ご質問お願いします。

委員)

言葉による脅しなどは日常的に発生しています。どこからをいじめとして把握するかによって統計の数字は大きく変わってきます。今のいじめは非行型のいじめと違い、発見しにくいので油断せず常に注意するように教育委員会としても指導しなければならないと思います。「ふれあい月間」とするよりも「いじめ撲滅月間」とする方が子どもにもわかりやすいし、内容としてもそちらの方が適当だと思います。

教育指導課長)

イライラしていたり、ピーンと張りつめ、かつガサガサしたりしているような学級はいじめが潜在的に発生しやすい傾向があると思います。また、今回のように教員の言動が引き金になることもあります。このような学級についてはきちんと指導しなければならないと思います。中学校の場合は陰に入ってしまう、見えにくいことも多いものです。なかなか相談もしません。いじめが発生しやすい風土は改善しなければなりません。

委員)

家庭で気がつくことも多いと思います。学校に限らずいじめの発生を発見するチャンネルを作ることも必要です。

教育指導課長)

全国調査で、昨年度、保護者からの訴えが小学校で 3 9 . 7 パーセント、教員の発見は 2 4 . 3 パーセントです。中学校でも保護者からが 2 2 . 7 パーセント、教員の発見は 1 9 . 6 パーセントと保護者が気づく方が多いという傾向が現れています。

委員)

子どもの信号を受け取る場をいろいろと作り、子どもがいろいろな方法で信号を発しやすいようにするべきだと思います。

委員)

学級だけでなく、学年、学校全体で対応する体制作りが不可欠です。

教育指導課長)

教育指導課に相談してくるのは校長、副校長からが多いです。学年主任や生活指導主任から話が上がってきているということなので、教育指導課が把握しているものは学校として体制を組んで対応していることが多いと考えられます。

委員)

中学校は教科担任でいろいろな先生が教えるので発見する可能性が高いと思います。小学校はひとりの教員がほとんど教えているので見つかりにくいし、隠しやすいと思います。

教育指導課長)

先程の調査では担任以外の教員からの情報で発見したというのが中学校の場合 8 . 3 パーセント、小学校は 3 . 4 パーセントで、お話のとおりです。

委員)

小学校でも、隣の学級の教員も見るといってお互いにカバーするなど学校現場がもっと真剣にいじめの問題に取り組まなければならないと思います。

教育長)

いじめはどこにでもないと認識しなければなりません。また小学校から中学校へ連動して長期化していくこともしっかり意識して臨まなければなりません。これからは初任者が単学級の担任となるケースが増えます。教員の多くは、いじめというものがどういうものか知らないのではないかと思います。いじめの経験のない教員には具体的に指導をしなければなりません。カウンセラー、教育指導部会、教育相談部会が機能するためにも相談しているときは管理職が立ち会うべきです。早く解決策を見つけないと、なんとかなるのではないかと見ている間にいじめがどんどん進んでしまいます。今の子どもたちはせっぱ詰まっても相談できないとっていないといけないと思います。思いつめてそのまま自殺してしまうという危機意識を常にもたなければなりません。「いじめられる子どもには絶対に非がない」という認識を持つようにと新聞に掲載されていました。研修でしっかり教えないといけないと思います。また、いじめている子どものストレスも教員が読み取らなくてはならない、席やグループを替えることで係わる集団を変えることができる、保護者も子どもの生活をよく見るようにと書かれています。いじめはいつでもどこでもあるという発想で対応するように校長会で話します。

委員)

妙薬はありません。地道に働きかけるしかないと思います。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(午後 3 時 4 5 分 閉会)